

管轄移転請求書

2013年2月22日

最高裁判所刑事部 御中

被 告 人 大 高 正 二

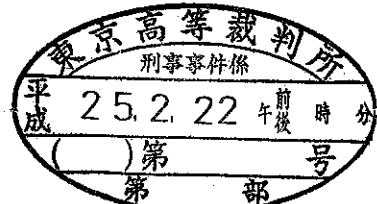
上記の者に対する公務執行妨害、傷害被告事件（平成24年（う）第1860号、第12部刑事部係属）について、弁護人らは、刑事訴訟法17条1項1号、2号、2項に基づき、名古屋高等裁判所に管轄移転を請求する。

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫



第1 管轄移転を請求する理由

1 本件事件は、岡東京高等裁判所事務局長が告発したことから始まる。

岡事務局長が事務局長として告発しているから、たまたま事務局長の地位にあった岡が個人的関心から告発したのではなく、東京高等裁判所という組織を代表して告発したといえる。言い換えれば、仮に岡が東京高等裁判所の事務局長の職になく、事務局長がAなる人物であったとすれば、告発したのは東京高等裁判所の事務局長であるAであり、岡ではなかった。実質的な意味での告発人は吉戒東京高等裁判所長官を最高責任者とする東京高等裁判所という組織体である。東京高等裁判所の監視カメラの映像が証拠として提出されていることからも、実質的な意味での告発人が東京高等裁判所であることは明らかである。

「被害者」とされる人物及び現場証人は、いずれも東京高等裁判所の職員であり、妨害された公務は東京高等裁判所の「庁舎管理権」に基づく職務であるから、国法上の裁判所である東京高等裁判所が広い意味での「被害者」である。

2 国法上の裁判所としての東京高等裁判所が「被害者」として告発した以上、東京高等裁判所がどのように事務配分を行い、どのような訴訟法上の裁判所を形成しても、当該裁判所（訴訟法上の裁判所）の裁判官は、最高責任者を吉戒東京高等裁判所長官とする国法上の裁判所の司法行政上の監督権に従わなければならぬから（下級裁判所事務処理規則20条1項）、独立して職務を行使できる保障はない。

裁判は公平でなければならないが（憲法37条1項）、判例（最大決1998年12月1日、いわゆる寺西裁判官懲戒事件）は、「裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。」と判示して、単なる公平さだけでなく、外見上の公平さ、即ち、「公平らしさ」まで要求している。

上記の判例の立場から本件事件を検討すると、本件事件は公務を妨害された

「被害者」である東京高等裁判所が事務方の最高責任者である事務局長名で告発した事件であるから、同高等裁判所の事務処理規則によりどの裁判官が担当しようが、同高等裁判所に所属する裁判官である限り、東京高等裁判所長官の司法行政上の監督権に従わなければならないため、およそ「公平らしさ」があるとはいえない。当事者である「被害者」が裁く裁判となれば、「被害者」としての報復感情が必ず入り込むからである。

特に、近時裁判所は、裁判員制度を受けて、「市民に分かりやすい司法」「市民に信頼される司法」を標榜しているが、当事者である「被害者」が裁く司法は誰がみても公平さに疑問符がつき、いかなる意味でも「市民に分かりやすい司法」「市民に信頼される司法」とはいえない。一かけらの「公平らしさ」もないことは明らかである。

東京高等裁判所の裁判官が全員広い意味での「被害者」である以上、同高等裁判所の裁判官全員に除斥事由がある（刑事訴訟法20条1号）。

3 管轄移転は、「管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないとき」（刑事訴訟法17条1項1号）または「地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき」（同2号）に行われる。

前者の「法律上の理由」（刑事訴訟法17条1項1号）とは、裁判官が除斥、忌避などによって、法律上裁判に関与することができず、他に裁判所を構成するに足りる裁判官がないときをいうから（基本法コンメンタール）、まさに管轄移転の要件を具備する。

また、原審の東京地方裁判所は、徹底的に傍聴人を嫌悪し、①警備法廷（429号等）を使用し、プライバシーを無視して傍聴人の所持品検査を徹底的に行う、②証人の声が小さくて聞こえないため、傍聴人が大きな声で話させるよう当然の要求をするや即刻退廷命令を発する、③証拠のDVDを傍聴人に見せないように当事者席の背後にある大型モニターに映さない、④司法記者クラブ

からの要請もなく、実際にも傍聴に来ないマスコミのためにマスコミ席を設けて、多数の傍聴希望者を排除する・・等々の暴挙を行った。これらの傍聴人を徹底的に嫌悪、排除した原審裁判所の訴訟指揮には、インターネット上で強く批判され、民心の裁判に対する信頼は著しく損なわれている。まさに、裁判所自らの手により「地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞がある」状況が作出されている。

従って、刑事訴訟法 17 条 1 項 1 号及び 2 号のいずれの要件にも当てはまる。

4 管轄移転を認めた判例（決定）としては、①弁護士である被告人が、その地方裁判所の裁判官の名誉を毀損したという事件において、裁判官等職員が証人として尋問されることが予想される場合においては裁判の公平を維持できないおそれがある（東京高決 1957 年 10 月 25 日）、②裁判所職員の争議行為によって生じた事件において、裁判官その他の職員が証人として喚問されることが予想され、その他の事件の性質、態様等を考慮し、その裁判所で審理することは裁判の公平を維持できないおそれがある（仙台高決 1960 年 10 月 24 日）としたのがある【吉利用宣「管轄の移転と忌避制度ーある判例を契機としてー、同志社法学 32 卷 2 号 41 頁参照】。

上記の両決定に共通するのは、裁判所の職員が証人として予想されたことと、公平を維持できないという「おそれ」の存在、即ち、寺西裁判官懲戒事件のような「公平らしさ」まで要求していることである。

本件事件でも、控訴審で裁判所職員を証人請求する予定である上に、前記のように、本件事件には、市民の目線からみて、「公平らしさ」は全くない。まさに、管轄移転を認めた両決定と酷似した事件である。

5 本件事件の控訴審では、さすがに原審の東京地方裁判所のような徹底的に傍聴人を嫌悪したような姿勢はあるまいと思いきや、控訴審裁判所も警備法廷である 429 号法廷を使用する旨通知してきた。弁護人らは、2 月 13 日付で法廷の変更等を申し立てたが【別添資料参照】、その後の問い合わせには 42

9号法廷で行う旨言明し、警備法廷から通常の法廷に改める意思はない。他の所持品検査、強権的訴訟指揮に関しても原審と同様であると可能性が強く、原審の「二の舞」になることが強く窺われる。当事者である「被害者」が裁く裁判に公平な裁判は望むべくもないことは、明らかである。

もともと刑事訴訟法17条は、被告人の公平な裁判所を受ける権利を担保するための制度であるから、類型的にも、本件事件のこれまでの訴訟記録に現れた現実からも、東京高等裁判所では公平な裁判が期待できないことは明らかである以上、管轄移転請求は認容されなければならない。

第2 移転先として名古屋高等裁判所が相当な理由

刑事事件の土地管轄は、「犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地」(刑事訴訟法2条1項)であるから、移転先としては東京高等裁判所の隣の高等裁判所にするのが最も合理的である。

東京高等裁判所の隣の高等裁判所は、名古屋高等裁判所と仙台高等裁判所であるが、仙台高等裁判所は一昨年の東日本大震災の影響が残っていると思われるので、できるだけ負担を軽減すべきである反面、名古屋高等裁判所にはこのような事情がないから、同高等裁判所が相当である。

第3 結論

以上により、刑事訴訟法17条1項1号、2号、2項に基づき、名古屋高等裁判所への管轄移転を請求した次第である。

申立書

2013年2月13日

東京高等裁判所第12刑事部 御中

被 告 人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害・傷害被告事件(平成24年(う)第1860号)
について、下記のことを申し立てる。

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

第1 申立の趣旨

- 1 次回(2月26日)公判の使用法廷を、警備法廷である429号法廷から貴部が日常使用する一般法廷に変更すること
- 2 法廷入口での裁判所職員による所持品検査等を行わないこと
- 3 退廷処分を連発するような強権的訴訟指揮を行わないこと

第2 申立の理由



1 一審での異様なまでの訴訟指揮

来る2月26日、大高正二氏に対する公務執行妨害・傷害事件の控訴審第一回が開廷しようとしている。

ところで、一審は異様なまでの法廷であった。

証人の声が小さくて聞こえないため、傍聴人が「声が小さくて聞こえないので、もっと大きな声でしゃべって下さい。」というもつともなことを発言しただけで、即「退廷」であった。他の事件では、傍聴人がこのような発言をした場合でも即「退廷」になることは、絶対にない。単に「二度と発言しないように」と注意するだけである。

また、開廷前に、裁判長が傍聴人に帽子をとるように命じた際に、当該傍聴人が「これはカツラです。」と応えたところ、これまた即「退廷」になったこともあった。仮に傍聴人が帽子をかぶったままであっても、何一つ問題としない法廷もあり、何かするとしても精々注意だけである。

その他、証拠として採用されたビデオテープを傍聴人には一切見せないといふ、およそ「裁判の公開」とは言えない訴訟指揮もあった。

総じていえば、一審は傍聴人を徹底的に敵視した法廷であり、裁判員制度を受けて近時裁判所が二言目に口にする、「国民に開かれた司法」「国民に分かりやすい司法」とは対極にある司法であり、証拠物を見せないことは、裁判の公開のにも反するといわなければならない。

もとより、大高氏は、単に自分一人の考えで裁判所前で裁判批判の情宣活動を連日行ってきたに過ぎず、裁判批判の情宣活動を行うに際して特定の組織に所属したことではなく、同氏の「支援者」、傍聴人も特定の団体に指示させて組織的に行動していたわけではないため、一審での異様さは余計目立った（なお、付言すれば、組織に属している者に対しては、いかなる強権的訴訟指揮を行ってもいいという趣旨で主張しているのではない。）。

2 強権的訴訟指揮の背景

一審裁判所が裁判所が徹底的に傍聴人を敵視したのは、具体的に傍聴人が「騒いだ」からではなく、冒頭から一貫していた。大高氏の裁判は「何かがおきる」「何かがおきるかもしれない」と、一方的に裁判所が思い込んでいたからに他ならない。恐るべき偏見である。

この恐るべき偏見のために、一審でも「警備法廷」といわれる429号法廷等を使用し、開廷前からの「退庭命令」の連発であった（開廷前であるから当然審理には何も影響がない。）。「退庭命令」の連発は、「裁判の権威」を誇示したいためかもしれないが、権威を示すどころか、当初から予断を抱き、公平な裁判でないことを自ら問わず語りに示すものでしかなかった。

裁判は公平でなければならない。否、それだけではなく、近時の裁判所の発想からすれば、公平らしくなければならない。

3 控訴審の課題

控訴審は、一審の誤りを正す場である。上告審は法律審であるため、控訴審は、一審の誤りを正す最後の場である。当然一審以上に公平でなければならない。

特に、本件事件は、貴府の岡事務局長が告発したことが発端となっているから、一般人を基準としてその目線で見た場合、「仲間を庇っているのではないか」「東京高裁が告発した事件を東京高裁が無罪にするわけがない」等々・・・ただでさえ裁判の公平さを疑わせるような事情が多々ある。通常の事件以上に、公平さに留意しなければならない。

ところが、使用法廷は、通常東京地裁が使用する429号の警備法廷であり、貴部の「ホームグラウンド」とでもいうべき通常の法廷ではない。一審と全く同じであり、傍聴人に偏見を抱いているとしかいいようがない。所持品検査と強権的訴訟指揮は現時点では断言できないが、貴部が傍聴人に偏見を抱いているとしかいいようがないことからすれば、一審と同じことが強く危惧される。

よって、申立の趣旨に至ったものである。